

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 3 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4名）
岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員、
事務局（3名）
木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開催日>

平成 22 年 6 月 29 日（火）

<場所>

区役所本庁舎 6 階会議室

<開会>

1 補助事業ヒアリング対象の抽出とヒアリング項目の整理について

【部会長】

では、第2部会を始めさせていただきます。

ヒアリング項目で今まで出てきた部分は、子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するというあたりですね。Ⅱ-2のあたりでしょうか。健全育成というようなことですね。あとは、助成期間が非常に長いということについてどう考えるかというようなことが書かれております。

それと、補助事業としてのプレイパークについて、それと民間学童クラブに関しましては、2つの団体に関してずっと助成をしているということで、これが結局、民間学童クラブのほかには、区でやっている学童クラブもあったりして、学童クラブ全体が、結構ダブるのですね。

【委員】

その先も計画事業とか経常事業も見ながら整理しましたが、やはり補助金は補助金なりの切り口で、その問題点を問う質問の内容にしています。

【部会長】

別にやったほうがいいという感じですか。

【委員】

補助金は補助金だし、計画事業については少なくとも今年は昨年の指摘事項を踏まえてやるということになると、私共の報告に対して、区がどういうふうに答えてきているか、それに対してどうかというレベルだから、多少違います。

例えばワークライフバランスについては、今日の新聞にも載っていましたように、新しい法律がいよいよ施行されるわけです。だから、ステージが変わってきている。

そういう意味では、計画事業と合わせて、その補助金のあり方についても考える必要があるのではないかとこのようにぶつけてみたらどうか。それからワークライフバランスですけれども、その推進企業の対象範囲をどういうふうに見込んでいるのか、その企業の対象範囲の問題がやっぱりあるのではないかと。それから、予算に達しないのはどこに理由があるのか等、一応整理しました。

【部会長】

前回「特別養護老人ホーム運営助成」まで終わりました、これについては、過去、いろいろな状況があるということがわかりました。

次の「サービス評価事業（福祉サービス第三者評価受審費用助成）」です。

【委員】

これは、在宅系サービスのことで、その第三者評価だと思います。その在宅系サービスも重要な役割を担っているのですからその評価の受審をするということは大事だけれども、自己負担部分がないですから、100%補助なのですよね。ですから、受審をする人がたくさんいてもよさそうなのだけれど、それが思ったより伸びていないというのは、やはりそれなりに理由があるのであるということ、6年間の計画の中で、なぜ伸びないのかということが論点の一つと。

【委員】

ある程度義務化しろということですか。ペナルティを課す。

【委員】

モチベーションを高めるといふか。

【委員】

受けるのか受けないのか、受けたほうがいいのならば受けるということでは、もう少ししっかりしないとですね。ただ希望する人だけ受けるというのでは、本当の意味にならない。制度化する方向での定着というものがあってもいいのではないかと思います。

【委員】

評価にかかる期間や打ち合わせ等、サービス事業者の時間的な負担が大きいかなり大きいようなので、それで何となく尻すぼみになっているのか。

受けたらそれに対して一応改善するわけで、毎年というのは確かにちょっと負担が大きいのではないかと。いくら自己負担がないと言っても、毎年全事業所でやる必要があるのかどうかというのを疑問に思いました。もし本当に毎年やる必要があるのであれば、21年度が6割の受審なのに目標どおりという評価はおかしいのではないかと。例えば3年ごと、もしくは隔年ごとというので5割が目標であれば、それでもいいと思います。

目標のところはちょっとぼんやりしているので、この評価のところはやはり何かあいまいな判断になるのではないかと思いました。

サービスの質を向上させる、利用者がどこのサービスを受けるかを選ぶときの判断材料としてきちんと利用されているのか、それが公開されて利用者にとって益になっているのか、単に受審するというのではなくてそれが改善されたということ等がしっかりと評価されないと、

毎年やる必要があるのか、やる効果があるのかというところが見えてこないのではないかと思います。

【部会長】

社会福祉法に第三者評価を受けるようにというのは書かれているのですが、毎年と書かれていたかどうかというのはちょっと分からない。

【委員】

毎年ということはないと思うのですが、区としてどのくらいの頻度で受けて欲しいのか、受けることを勧めるのかというのが見えてこないから、判断しづらいと思いました。

施設はやるのですが在宅系についてはなかなかやらないので、そういう意味では費用を負担することによってやるモチベーションを高めるということは意味があると思うのですね。ただおっしゃるように、執行率が半分でいいのかということですよ。

【委員】

利用する側にしてみると、やっぱりこれは分かりにくいから、分かるようにするためにできるだけ多くの業者が受けてくれることが好ましいと考えて、それが住民サービスにもなっている割には、何か少し姿勢が弱腰であるような感じがするのですけれどね。

【委員】

でも予定件数が17事業所と全ての年度に書いてある。この17事業所というのは、全てで17事業所ということなのか、それとも、もっとずっと50とか60とかあるうちの毎年17ずつを割当にしているのかというところが見えてこなかったのと、どのくらいの頻度かというのが分からなかった。

【部会長】

毎年17事業所くらいでやれば、何年かに1回という。新宿の大きさを考えると、17事業所どころじゃないですよ。100とかの事業所が入っています。その中でも本当にこじんまり一人でやっているようなところもあれば、大手の会社でやっているところもあるという形だと思うのですね。

ですから、ご指摘のように、どういうふうに考えるのかと。

【委員】

補助金というのはやっぱりでこぼこだとか穴あきだとかいうことがないようにするために、特定目的のために支出するもの。だから、穴がどうであるかということを知りたいとして、その穴に合ったような工事が行われているか、もう穴がないのだったらやめたほうがいいのではないかとあたりを問いただすということだなと思いました。

【委員】

「改革方針」に、時間的な面での負担が軽減され、第三者評価の受審に取り組みやすくなると認められるというのは、これは何を指すのか具体的に分からないのですが、これを見ると相当受ける側が大変だなというのが伝わってきて、これがどんなふうに改善されるのかということですよ。

【部会長】

ただ、これは第三者評価の人たちがやることであって、一番大変なのは事前の資料整理ということで、それでも十何時間かかかったりするのですけれども。だから、そのモチベーションを高めるといのは重要です。

実際問題として、悪いところは第三者評価を頼まないのです。自信のあるところは頼む。事業者は、その前に多分いろいろな自己評価をしていますね。自己評価と第三者評価をすり合わせてやったりしていますので、意味はすごくあると思います。意味はあるのだけれども、小さな事業所だとこれだけの時間、書類をつかって第三者評価用にやるが大変ということでやらない、そのために件数が減っているのではないかと。

それによって、ではもっと時間を短縮してわかりやすくすればいいのではないかとというあたりは、ここだけの議論にとどまらない。第三者評価というものをどういうふうにするのかという、議論になっていくと思われま。

【委員】

利用者が選択する際の資料になるという方向にいくといいのですが、それがうまく機能しないと、「やらなくても同じならやらない」ということになってしまうわけですね。

【部会長】

サービス量が足りない現状からいうと、おっしゃるとおりだと思います。受けていようといまいと同じ。ただ、受けているほうが情報公開という意味ではオープンにしている、選ばれる可能性はありますね。

ただ、そこに対して、区がお金を出していることに意味はすごくあるのだけれども、みんなが受けるように働きかけをしているのか、担当課が何年に1回受ければいいのかと考えているのかというのは、聞いてみる必要はあると思うのです。

【委員】

いかに受けるということが、職員にとって大変かということなのですよ。まず一番困難なのは、ベッドに対して適正な職員がいるかどうか。職員が1人欠けても助成されない。その職員の本当の資格があるかどうかということもチェックする。

変な話だけれども、施設長が余程手腕を發揮しない限り、現実問題として規定どおりの職員をキープするというのが難しいのですよ。だから、その第三者評価のレベルに達するまでの施設が大変だなという感じがします。課題のところに書いてあるとおり負担が大変大きいと思います。

【委員】

あとは、予算、目標がどうも17というのが。

【部会長】

それが、何年後に全部を一巡する、ある程度きつと目安があるのでしょうかけれども、回答をもらってからですね。

【部会長】

そのあたりは聞いてみましょう。これも、介護保険課ですので一連で聞けます。

次も介護保険課ですね。「介護福祉士資格取得費用助成」、なかなか人が集まらないというところの問題の関わりかと思います。

【委員】

給与の面ではかなり改善したのですよね。

【部会長】

かなりと言えるかどうかかわからないですけど改善はされました。

【委員】

どうなのですか、その後、若い人は少し戻ったのですか。

【部会長】

一時ほどやめていくということはないと思います。ただ、問題は、介護職だけ3万円上げたのですが、他の職種が上がっていないのです。そういう問題が出ているみたいです。

専門職ヘルパー2級の人を養成するために、区がお金を出そうということです。

【委員】

半額だったのをいきなり全額補助にしますが、その本人の財産になるものですから全額給付はどうかと思いました。

【事務局】

これは21年度から始まっている事業なのですけれども、これを始めるという時に、今お話のありましたように、公費でいわゆる個人の資格取得の経費を補助することになるという議論は確かに内部ではありました。ちょっと記憶が定かではないのですけれども、かと言って義務として縛りつけることは現実的かどうかというふうなところで、事業所を通して取得費用に充当しますので、事業所に十分指導をして、そこの事業所でかなり定着できるような方をと、たしかそんな話で始まったのですね。

【部会長】

何人合格したかくらいは聞いてみようということです。

あとは、高齢者サービス課で「医療介護支援事業」です。特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人に対して、医療処置を必要とする区民を受け入れた場合の補助金ということです。

【委員】

医療措置をする人を受け入れてもらわなければいけないから、この程度のことはやってやるということで、いいのではないですか。

【部会長】

胃ろうの人は怖くてなかなかとってくれない。そこをお金出すからとってというのが新宿区の方針で、これはある意味で重度の人を介護している人たちにとってはいいというものだと思うのです。

次、「保護司会への事業助成」難しい問題ですけれども、これも100%という形になって。団体補助で、新宿区保護司会に対して支出しているということです。目標どおりいったという

と、効果を発揮しているというのが、どうなのだろう。つまり、補助金の内容は式典が多い。

実際の保護司の方たちはすごく大変なことをやっていたらっしゃるし、保護司会の事業というのは大変だと思うのですが、団体助成などしかないのか。

【委員】

保護司としての活動というのはパレードじゃないですよ。

【部会長】

そうなのです。そこが一番気になったところなのですね。

【委員】

保護司の役割の重要性とこの事業の性質とは相容れないと。だから、保護司の活動の重要性はよくわかるから、それをPRしていかなければいけないということはあっても、こういう形で補助金を出すのは……

【委員】

補助金を使うというのはね。

【委員】

むしろ、もっとほかの人がその保護司の活動が大変だということをPRしてあげるのはいいけれど、保護司の人にこういうことをやれというのはちょっと酷なんじゃないかと。そういう整理じゃないかと思います。

【部会長】

添付資料の申請書も、事業総支出91万となっているのですけれども。

【委員】

70万円というお金を使うのだったら、パレードとボールペンをみんなに配って、仲良くしましょうでいいのかなと。

【委員】

保護司の活動の重要性にかんがみて、何か普及活動をする必要があるならば、別途の方法でやるのがいいとを考えます。保護司会というか、保護司の人にその義務を負わせるのは酷だと思います。

【部会長】

そうですね、これはぜひ、出している子ども家庭課にちょっとお話を聞きたいところですね。

保護司はとても大切に重要な役割なのだけれども、補助金の使い道として、いかがなものかと。これはヒアリングの対象ということで。

あとは、「障害者福祉活動事業助成」です。

平成15年となっていますが、この制度自体、新宿でつくったのが昭和58年ですね。新宿区障害者福祉活動基金条例というのができているということです。これも団体補助ということになっています。特定の団体はないということで。執行率が7割、19件。

【委員】

これは障害者の方々の活動そのものをいろいろな形で支援しているというので、それぞれの

人が訓練も兼ねているいろいろやっているのだから、これはこれで有効なんじゃないか。

【部会長】

ただ、毎年19団体なのですよ。

【委員】

それは、たまたま19団体なんじゃないですか。その19の中に不適切なものがあるかどうかというレベルまで入り込んでやるかどうかですけれども。

【部会長】

それはちょっとできないと思います。ただ、執行率は必ずしも高くない。7割を高いと言うかどうかはまた別の問題なのですが。

ここで言う単価はどうやって出した数字なのかがよく分からなかったのですが。

単価というのは決まっているわけじゃないですよ。例えば、19年度は19件の単価が18万8,586円と書いてありますけれども、これは単純に割ったのでしょうか。それを単価という表現は何かおかしいと思いました。

この「改革方針」で、「事業の透明性及び助成金配分の公平性をより明確にするため、助成対象経費区分ごとに基準単価を定め」と、「補助率を対象経費合計額の5分の3する」というのは非常にいいかなと思いました。

【委員】

公平性を期すためにある程度の基礎部分と変動部分で分けるようにした、丸抱えではなくて、5分の3にする。こういうのは大いにやってもらった方がいいのではないかと思います。

【部会長】

これは特にその辺では問題はないのですが、いろいろ補助給付が増えている中で、障害者団体が常に19というのはちょっと引っかけたのです。申請の問題か、普及活動しているのか、19団体から増えていないのかというのが気になりました。これはヒアリングする必要はなくて、文書回答で。

この補助給付をとにかくいうことではなく、こういうのがあることによって活動ができるわけですから、これはいいかなと思いました。それでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

もう一つが「障害者就労支援施設事業運営助成」。

【委員】

年度別の評価のところで、「利用者に支障を来すことなく運用でき」という、ここで言う利用者というのは。

【部会長】

障害者です。

【委員】

その「支障を来すことなく運営でき」ということを、何で頭に持ってくる必要があるのですかね。

【部会長】

この補助金がなければ、利用者に支障を来すのですよということを言いたいのかなと思ったのですけれども。

【委員】

ということは、重度の障害者等に対して、こういうサービスを提供するためには、この補助金による事業が非常に有効だということなのですね。

【部会長】

有効というか、必要だということなのだと思います。

【委員】

もし本当に必要ならば、補助金ではなくて経常事業にしてやればいいので、これは一般の事業で行わないで、補助金でやろうということであるとすれば、それはもう、根底から考え方が違っているわけで、この表現が何か非常に引かかるのですけれど。

【委員】

運営の主体が区ではなくて、外郭等の団体だった場合は、補助金という形にしないといけないのでしょうかね。

【部会長】

障害者自立支援法との関係で、障害者自立支援法の事業所なら本来は独立採算。ただ、どう考えても独立採算できるはずがないのですね。重度の人が通っている。そこに多分区が補助金を出しているのだと思います。

【委員】

その前はどうしていたということなのでしょう。

【部会長】

各障害分野の措置の事業ですから、国からお金が出ていたのです。

今度、自立支援法になってしまうと、そこを独立採算でやりなさいということになるのですが、どう考えてもなれるはずがないというところで、区は名称をこういう形にして出したのではないかなと考えられるのですね。

【委員】

それがこういうふうに、区の支援によって障害者に支障を来さないようにできているから、この補助金は有効ですよ。

【部会長】

助成があるということ自体は問題ないし、ちょっと使い方まで今の段階でとやかく言えないかなと。

【委員】

だから、それなりにこの補助金は機能して、障害者のために役に立っているということが確

認できるから、これはこれでいいのではないか。ただ法律の改正等があるから、それはどう考えているかということで、時間にゆとりがあれば、計画事業の関係で、呼びするなら一緒に聞けばいい。

【部会長】

最後になるのですが、「高齢者クラブ」が2件続けてあります。「高齢者クラブ連合会事業助成」と、「高齢者クラブバスの派遣」です。

【委員】

これも中身を見ると、それなりにいいのではないか。

問題は、これが特定の人楽しみだけになってしまっていて、一般の人が参加しにくいようなことがあるのだったらまずいけれども、これで見ると、開放されているようにとれるから、いいのではないか。

【委員】

要綱も金額もまあ妥当ではないかなと思いますけれども。かなり助成金の使い方についてはここに書いてあるように申請と報告でかなりチェックしていますね。

バスのほうについてはちょっとよく分かりませんが、利用するところとしないところの地区の偏りがあるのでは。

【部会長】

あると思いますね。

【委員】

特定の人楽しみ、特定の地域等偏りが見られるとまずいという意味で、高齢者クラブ連合会に投げているわけですね。だから高齢者クラブ連合会がコーディネート機能をしっかり果たしてくれているかどうかポイントだというコメントですけれどね。

【委員】

補助金というのは、建前としては何もないところに補助金をあげて、果実を狙うわけですね。この場合には何もないところに高齢者クラブができた次の地区に行くというようなことが補助金の趣旨です。そういう意味では、高齢者クラブがどのくらいの数で各地区推移したかということは、口頭でも聞いたほうがいいのではないのでしょうかね。もうある一定の水準まで来たら、あとは自主運営ですよ。永久補助ではまずいですね。

【部会長】

多分、これはかなり前からやっていると思います、高齢者クラブ発祥の地が新宿だと言われているくらいですから。クラブの数、参加人員をということですね。

【部会長】

高齢者クラブというと60歳以上、ただ、今、入らないですね。ですから、70歳でやってお声がかかるかなぐらいでね。活動できなくなっている地域もあると聞いています。皆さん、高齢化してしまって、つぶれた高齢者クラブもあると聞いていますので、そのあたりも含めて聞いていきたい。

【委員】

課題といえば、去年あたりから団塊の世代が65歳になりますね。高齢者クラブの活動内容が、カラオケ大会、ゲートボール、輪投げ等で、行事的ですね。ちょっとした知的好奇心をくすぐるような内容のものはないのが大きな課題だと思います。内容的に、もう少し知的好奇心を充足するような内容があって欲しいと思います。

【部会長】

ニーズをしっかりとつかんで高齢者クラブが運営されるようになるといいですね。

【委員】

そうです。今の60、70代の方はすごい知識を持っているじゃないですか。

【部会長】

そういった力を発揮しないともったいないですね。

【委員】

そういう方々をも満足させるようなクラブになっていないと思います。

【部会長】

バスの借り上げというのも、何でバスなのか。やはり新しい形の高齢者クラブのあり方を考えて助成金を出すということは必要なのだと思います。

ニーズをつかんでいるか、そのままでいいのかというあたりは、高齢者福祉課に聞いてみることはいいと思います。

【委員】

逆に言うと、もう受益者負担でやるべきじゃないだろうかと感じますね。

【部会長】

そういうことをやるのに、バスの借り上げが必要なのかということは言えると思います。

【委員】

予算は、465万円といたら、1台4万円として、100件くらい年間あるということですね。

【部会長】

金額だけで、1件としか書いていなくてわからない。執行率が71.08%で、200人以上の参加があり評価できると書いてありますが、説得力に欠けるという感じがあり、ここは聞いてみたいところです。

補助事業についてひととおり終わりましたが、適切かどうか何を聞くかということも含めて、確認していきたいと思います。

【委員】

適切かどうかというか、いずれにしてもそれぞれの項目で何か重点を置くのか置かないのかという、めりはりをつけたらいいのではないかと。

【委員】

「地区青少年育成委員会活動への支援（事業助成）」、これは当委員会としてどうなのだろうか。

【委員】

年度ごとの計画と申請の妥当性というのはどういうふうに見ているのかということが一つと、予算基準額の根拠が知りたいということと、それからもう一つ、一番大きな問題は、参加費の自己負担部分と、それから事業全体の実財源というのを設定しているのですけれども、それについての評価をどういうふうに考えるかですよね。

その辺のところはこれは、補助金のある意味では、基本問題だと思いますけれども。

【委員】

青少年育成委員会の趣旨は、青少年健全育成、青少年の自立をどういうふうに支援するかということですね。10地区で1,000万円近いお金を毎年出して、年間この事業をやっているわけですが、どうも見ている範囲内では、事業屋というか行事屋になってしまっていますね。だから、もう1回原点に戻って、自分たちは、新宿区特有の青少年健全育成の課題というのを一体どういうふうに見ているのか、その課題をどういう方法で把握しているのか、その課題にどう対応する事業をしているのかということがキーポイントだと思います。

【委員】

青少年育成の目的に合致しているかどうかということも含めて、一度検証してみる必要があるということですね。

【委員】

助成金が先にありきみたいになってしまっている。

【部会長】

前回、出た意見として、引きこもり、虐待、自立支援等を必要としている子どもたちに視点が行くような助成活動にすべきであるということだったのですが、それですね。

【委員】

今、どこの中学校でも引きこもりの子どもたちが多いということはいろいろ聞いているわけです。そういう場合、引きこもる前に、どうやってその手当てをするかというのは、学校、家庭、やっぱり地域でそういう芽を摘み取らなきゃいけないと思う。

【部会長】

地域の子どもたちに対して親が夏休みにどこにも連れて行ってあげられないから、地域で夏休みに行きましょうという時代ではないということですね。

この事業の趣旨はいいけれども、補助金の内容が適切だと思っているか、今の時代、虐待とか引きこもりとかで、もっと地域の支援を必要としている子どもたちがいるはずなのだけれども、その子たちのことについてはどう考えているのかと聞いてみる。

【委員】

私たちの提案としては、それを区から働きかけてほしいということになるのでしょうか。

【部会長】

活動への支援はいいのですね。

【委員】

もう少しこういった活動内容にしてください、周知してくださいということなのではないでしょうか。

【委員】

効果があってほしいわけですから、例えばそれでこの地域に引きこもりが減ったとか、そういうところを把握できないまでも、そういったことが一応目標としてあるべき事業なのだと思いますよ。

【部会長】

補助対象事業の内容が、青少年の健全育成、青少年を取り巻く社会環境の浄化と防犯、中学生の社会参加、青少年健全育成についての関心と理解を深める事業となっている。この補助対象事業が、今、新宿区が抱えている問題として適切なのかについて、担当課はどう考えているのかと聞いてみる。

【委員】

そういうことなのですけれども、そこが難しいところです。ある時代は今のような活動内容である程度子どもたちへの効果があったけれども、もうそこはある一定の水準に達しているから、それはやめて、こういう他のものを手厚くする。あるいは、これをもう少し拡充すると、本当の実態に合うということになるのですけれども、口で言う程度のことはいいけれども、そこまでやるのはなかなか難しいですね。これはもうフラットというか、もうある集団が形成されているから、それはやめよう。むしろ、でこぼこがあるところをカバーする新しい補助金をつくるということも含めて、どこに重点をおくか。

ケースバイケースで、その中から補助金化してやっていくということをまでやれば一番いいのかもしれませんが、難しいですね。

【部会長】

保護司会も子ども家庭課なのです。すごく関わりがあるので、子ども家庭課には来ていただいて、どちらもかつては意味があったかもしれないけれども、現況からしていかなものかということは言えると思いますね。子ども家庭課として、この補助事業を今のままでいいと思っていらっしゃいますかということですかね。

【委員】

平成17年の答申書を見ても、保護司会については見直しが必要だと言われているのです。

【部会長】

まずは、指摘を受けて、どう見直されたのかということを確認しましょうか。どちらも。

「高齢者クラブバス派遣」も同じですね。「保護司会への事業助成」も同じで、「地区青少年育成委員会活動への支援」もこれ見直しとされているのですね。

【委員】

それから、「教育研究会事業補助」この中で、地域と連携、評価の改善方針について説明されたいと。それから、教員みずからの資質向上ということと研究会との調和がどうなっている

のかという、中身の指摘があります。

すこし外郭的な指摘になりますが、教育研究会というのは先生方がつくっているわけですが、この中で、どういうふうな成果があったのか、区民の目線で成果を示して欲しい、厳しいかもしれないですが、そう思います。特に、全国的に小学校高学年から中学生にかけて、いわゆる学習不適應を起こす児童生徒が増えているようなのです。そういうことにいち早く取り組んで、学習指導法の新宿方式のような、独自の主題に取り組むのも一つの方法ではないかということをお願いしたいのです。成果が区民の目線で見えないのですよ。

それから、毎年の予算執行率が70%台なのは どうしてなのだろうか。審査が厳しいためなのか、教員の勤務体制、先生方が忙しいからなのか。何で70%なのだろうか。もうちょっと先生方がやってもいいのではないだろうかと思うのですが、どうでしょうかね。

【委員】

教育研究会というのは、学校同士で参観、先生が見学に来るとか。

【委員】

新宿は教育研究会をつくっているのです。新宿区国語研究部会とか。算数部会。

【委員】

よく学校に日にちを定めて教育研究会といっていることがありますが。

【委員】

それも含めてでしょう。新宿区小学校教育研究会、新宿区立中学校研究会、幼稚園教育研究会と3つあるのです。これに300万以上補助していて、成果があるというのだけれど、区民の目で分かるように見せて欲しいのですよ。

【委員】

他の学校に見学に行くとかそういうことなのでしょうか。

【委員】

それは、教育の一環として。お互いに授業を見合うというのは仕事のうちですよ。

【部会長】

確かに報告書でも出ているかどうかというあたりは、何をやったかは書いてあるところもあるのですが。

【委員】

それは、区民のレベルで分かるようにして欲しいです。

【部会長】

これが反映しているのかどうか。何をもちて反映しているというのは難しいですけども、授業の組み立ての中できちんと取り入れられているかどうかということですね。

【委員】

もう一つ。「特別養護老人ホーム等建設事業助成」。

この助成というのは、補助事業評価シートを見ると、過去に建設した施設に対する支払い事業として予算計上しているのです。区外の特別養護老人ホーム300床が確保できた、だから効

果があったということなのですね。

一方、区民の目から見ると、入所を希望している人の割には受け入れができない。これは数からいって分かりますが、もう絶望的な感じなのです。本当に在宅で悩んでいる人を、どういうふうにして区民の声を吸い上げて計画するのかということ。

【委員】

全体的な計画で、新宿のマスタープランを出してもらって、総合的に在宅介護、保険制度、それから入所希望者、こういうことをヒアリングしたいと思うのですね。待機者が何人ぐらいいて、何年後くらいにはできるのか、あるいはもう入れないのか、そういう計画に基づいて評価をしたいと。

【部会長】

ただ、介護保険になってしまっているんで、あとは本当に区の方針なのですね。保険者としての区がどこまでお金を出していくかということになるので。

【委員】

これ、区だけではとてもできません。

【部会長】

できません。都等の補助金も含めてなんですけれども、すごく重要な問題だと思います。

【委員】

入れるなんていうのは、もう本当にラッキーなのですよ。区としては、そういう状況がずっと続くのか、そういうことですよ。

【部会長】

あとそれにかわるものとして、介護保険外で本当に在宅を充実させることです。そういうことだと思いますね。介護保険内では絶対無理なので、介護保険外での在宅を充実させるということになるのだったら、またこの1,000人も減ると思います。その辺の計画全体をどう考えるかというのはとても重要なことで、それに見合った形で補助金を出す、それとの整合性をとって補助金を出しているかどうかですね。計画全体と補助金の関係。介護保険課なので、この辺はサービス評価も含めて聞いてみたいと思います。

【委員】

少なくとも、区から1億円出しているのがどういうふうに進透してしまっているのかね。

【部会長】

前にも出たのですけれども、そのベッドをどこにいくつ持っているのかということですね。その1億円を毎年出すのだったら、区でどうにかできないのかということですね。本当に重要なことだと思います。

【委員】

「特別養護老人ホーム運営助成等」では、これは運営の問題として、個別のところにあんま機を入れますとか、そういうサービスレベルの向上を言っているが、サービスの格差解消策として役立っているという点で、それなりにわかります。しかし、サービスの全体像の中で、受

益できないものも多いということから、もっと優先して不公平感をやわらげるといような施策を考えるということもあるのではないのでしょうか。

【部会長】

入所してしまった人に対する不公平感の是正ではなくて、入れない人、地域で家族が見ている人たちとの整合性ですね。

【委員】

在宅でカバーしようと思ったら、第三者評価認証の制度をもっと拡充して、いいところは分かりやすくする等しいとですね。

【委員】

介護保険で同じ負担をしていて、入りたくても入れないで終わってしまう人もいます。その辺のことを、もうそろそろ、統合してやらないと、不満ばかりが多くなってしまいます。

【委員】

今、神楽坂駅前の東京都の土地で100床の特養をつくっているのですが、ウの目タカの目なのです。

【委員】

高くしてもらわないと、入った人と入れなかった人とのそれこそ不公平感がでる。

【部会長】

そうなのですが、やっぱり高いと、結局お金のない人は入れないのです。

その公平感・不公平感というあたりが、何をもって公平として、何をもって不公平とするかは難しい。ただ、補助しているわけだから、補助の効果が本当にあったか。それが区民から見ると、妥当なもの、納得できるものかどうか。そこはやっぱりポイントだと思いますね。子どものほうもそうですし、高齢のほうもそうです。障害のほうもそうだということで。これは、どれに対しても言えますよね。

【委員】

これで補助事業についての論点は一応ある程度ははっきりしたということですね。それを頭に入れながら、計画事業は、昨年分の区長の総合判断と今年の内部評価を見て、今年何を取り上げるかということですね。

【部会長】

今年は計画事業を全部やらなくてもいいわけですので、ポイントを絞ってという。

【委員】

補助事業を評価するので、計画事業と一緒にヒアリングできますよね。

【委員】

ワークライフバランスと男女共同参画の計画事業で、男女共同参画は補助事業はないけれど、新しい法律が施行されるというときにもう来ているから、もう一度計画事業で共同参画もワークライフバランスの問題も含めてやったらどうかという感じは持っています。

【部会長】

あと学校ですね。

【委員】

そういう意識を持って計画事業の論点をもう一回突っ込むかどうか。補助事業のほうにないのは学力とかですね。それは計画事業でやるかどうかということですけど。

【部会長】

これは、2年間やってみて、確かに学力推進の話とか、少しずつ変化はしてきたかなという印象は持ちますけれどね。

計画事業の内部評価を見て、今日議論したところと見比べる形でいけたらと思います。そして、ヒアリングをしたいところと、質問の回答だけでいいところに分けて整理すると。

【委員】

15日のときにもヒアリングをやったらどうでしょうか。

【部会長】

では前半で、ヒアリングは2箇所。子ども家庭部と高齢者サービス課ですね。

【委員】

現地視察は、今年もやるならどこかに入れますか。

【部会長】

ただ、どうでしょう。今年視察するような内容のところがございますか。今の補助事業の中だけだと、ちょっと難しいですよ。

【委員】

計画事業を見ないとわからないので。

【部会長】

では、本日はこれで終了します。どうもご苦労さまでした。

<閉会>